



# 「東京2020大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し 料金上乘せにならないための手続きのご案内 (障がい者・福祉関係車両)

下記の車両は**事前申請**すると**料金上乘せの対象外**となります

ETC搭載車限定

## A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

対象となる障がい者手帳：①身体障害者手帳 ②療育手帳（愛の手帳） ③精神障害者保健福祉手帳

- 本人が運転または同乗するものに限る（1人につき1台まで申請可能）。
- 障がいの種別・程度は不問

## B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- 施設等の利用者が同乗するものに限る。

ご確認ください> 以下の場合には「**申請不要**」で料金上乘せの対象外となります。

「**有料道路における障がい者割引制度**」の適用を受ける方 ※「障がい者割引」について詳しくはHPへ

※障がい者割引制度の適用を受ける方は、ETC車・現金車どちらも料金上乘せ対象外



一般に、ナンバープレート色が「**白地に緑文字**」または「**黄色地に黒文字**」の自家用車両のうち、分類番号が「**4\*\***」または「**6\*\***」または「**8\*\***」の車両



一般に、ナンバープレート色が「**緑地に白文字**」または「**黒地に黄色文字**」の事業用車両



首都高速道路の5車種区分における「**中型車**」「**大型車**」「**特大車**」

**申請時期により「料金上乘せ対象外となる期間」が異なります。早めの申請をお願いします。**

## 申請期間

**2020. 5.22** 消印有効 ▶

## 料金上乘せの対象外となる期間



## 申請期間（第2期）2020.7.1～7.31（予定）▶

※パラリンピック開催期間中のみが対象となります。  
 なお、上記申請期間は、現時点での予定です。決まり次第、改めてお知らせいたします。  
 オリンピック開催期間から料金上乘せの対象外とするため  
 には、**5月22日までに申請が必要です。**

## 第2期受付分の料金上乘せの対象外となる期間



# 申請からご利用までの流れ

## ① 申請手続



申請書類を「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」宛てに郵送

- ※ 封筒および切手は各自でご準備ください。
- ※ 申請書は福祉窓口等で配布するほか、東京都HPからダウンロードもできます。

## ② 登録内容の確認



東京都から申請者に送付される「登録結果通知書」で登録内容を確認

- ※ 書類審査および首都高速道路株式会社においてシステム登録が完了した後、申請書に記載の住所宛てに送付します。

## ③ 料金所での通行方法



登録した「自動車+車載器+ETCカードの組合せ」でETCレーンを通行すると、料金上乗せされません。

- ※ 出口通過時には上乗せ後の料金が案内されますが、上乗せされない料金で請求されます。

## 申請書類

必要事項を記入した「①申請書」と「②～⑤（※コピーしたもの）」を郵送してください。

### 必要書類（A・B共通に必要なもの）

- ① 申請書（様式）
- ② 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③ ETC車載器管理番号が確認できるもの ※ ETC車載器セットアップ申込書・証明書など

### A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

- ④ 障がい者手帳 ※ 住所、氏名、手帳番号および発行者が分かる部分全て
- ⑤ ETCカード（本人名義） ※ 未成年の方等で、本人以外の運転により適用除外を受ける場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象

### B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- ④ 第一種社会福祉事業の場合：事業許可証  
第二種社会福祉事業の場合：事業届出書一式（定款その他の基本約款を含む。）
- ⑤ ETCカード ※ 申請する車両のETC車載器に入れて利用するETCカード

【送付先】〒163-8001 東京都 都市整備局 都市基盤部内  
「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」行

【申請期間】令和2年5月22日（金）まで 消印有効

- ※ 第2期の申請期間は令和2年7月1日（水）から7月31日（金）までを予定
- ※ 申請時期により「料金上乗せ対象外となる期間」が異なります。

【問合せ先】電話 03-5388-3390（平日9時から17時まで）  
FAX 03-5388-1354（耳の不自由な方のFAX通信）

注）問合せ先は令和2年4月1日から変更となります。新番号は別途お知らせします。

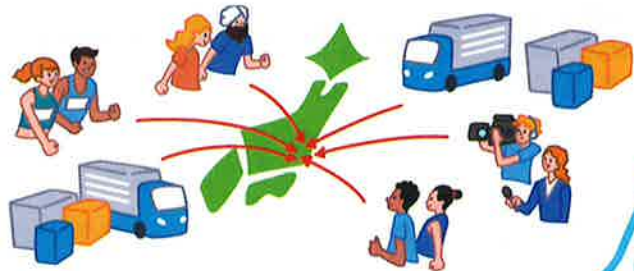
※料金上乗せ除外手続の詳細はHPへ





# 東京2020大会期間中の交通混雑緩和にご協力をお願いします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中は、選手や大会関係者、メディア、観客等、延べ**1,000万人**以上の人々が東京を訪れます。



例えば、大会期間中に何も対策を行わなかった場合、首都高の渋滞は**2倍**に悪化  
1日あたりに首都高を走る車が約**7万台**増加の見込

## 大会期間中の交通混雑に備え、今から計画的な準備をお願いします。

【ご協力をお願いしたいことの例】

テレワークの実施



時差出勤の実施



計画的な休暇の取得



公共交通（電車・バス）の利用



早めのお中元等、大会前後の宅配



混雑するルート・時間の回避



※「2020TDM推進プロジェクト」について詳しくはHPへ



## 首都高速道路における料金施策

大会期間中の主要なルートとなる首都高速道路の円滑な交通を確保するため、通行料金の夜間割引及び日中時間帯の料金上乘せが実施されます。

	範囲	対象車種	時間帯	料金
夜間割引	首都高全線	ETC搭載車	0時～4時	5割引
料金上乘せ	ETC搭載車	首都高 都内区間	6時～22時	1,000円上乘せ
	現金車	首都高全線 ※一部下り線を除く		

適用期間：7月20日（月）～8月10日（月・祝）、8月25日（火）～9月6日（日）

## 大会期間中の交通対策

大会期間中は以下のような交通対策が実施されます。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・会場周辺の進入禁止エリアや大会関係車両専用レーン等の設置
- ・高速道路における交通量の調整（交通状況に応じた入口閉鎖等の実施）

# 申請書の記入方法について（記載例）

## 東京 2020 大会期間中の首都高における料金上乗せ対象外申請書

太枠内のみご記入ください（枠からはみ出さないよう丁寧に記入してください）。

※記載上の留意事項は以下を（ ）で確認ください。

申請年月日		2020年 ○月 ○日																						
ふりがな		とうきょう たろう																						
① 申請者氏名	東京 太郎	生年月日	(西暦) ○○○○年○月○日																					
住所 (登録結果通知書送付先)	〒○○○-○○○○ 東京都○○区○○ ○丁目○番○号																							
日中連絡をとることができる連絡先	電話 ○○ (○○○○) ○○○○	FAX	○○ (○○○○) ○○○○																					
自動車登録番号 又は車両番号		品川500 は ○○-○○ <span style="float: right;">【記載例：品川○○○あ○○-○○】</span>																						
② ETC カード	名義 (カナ又はローマ字)	トウキョウタロウ (TARO TOKYO)																						
	番号 (左詰：14～19桁)	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <small>※記載例は、カード番号 15 桁の場合</small>		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7						
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7										
ETC 車載器	管理番号 (5桁-8桁-6桁)	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6				

以下は、A) 又はB) のいずれか該当するものを記入

③	A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合		
	手帳番号	①身体障害者手帳/②療育手帳/③精神障がい者保健福祉手帳 ←該当するものに○ 東京-○○○○○○○○○	発行者
	B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合		
	施設の名称 (経営者の名称)	○○○○○○○○○	

### A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・障がい者ご本人の氏名・住所・生年月日をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・「有料道路における障がい者割引制度」の適用を既に受ける方は**手続不要**です。  
・ETCカードは障がい者ご本人名義のものに限ります。  
ただし、未成年の障がい者の方等で、本人以外の運転により適用除外を受ける場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象となります。
- 〔③の留意事項〕・手帳番号欄に、申請者が交付を受けている障がい者手帳に記載のとおりご記入ください。

### B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・住所は、施設又は主たる事業所の所在地をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・複数台の登録を行う場合は、台数分の申請書類（申請書+②を証明する書類）が必要です。  
なお、1枚の申請書に記載された「ETCカードとETC車載器の組合せ」で無線通行した場合のみ、料金上乗せの除外が適用されます。
- 〔③の留意事項〕・添付する証明書類に記載の通りご記入ください。  
なお、複数台の登録を行う場合も、③を証明する書類は1部の提出で構いません。

※封筒に貼り付けて、宛先としてご利用いただけます ⇒

≪ 切り取り線

〒163-8001

東京都 都市整備局 都市基盤部内

「2020 料金上乗せ 対象外申請窓口」行



# 東京 2020 大会期間中の首都高における料金上乘せ対象外申請書

太枠内のみご記入ください（枠からはみ出さないよう丁寧に記入してください）。

申請年月日	2020 年 月 日		
ふりがな			生年月日 (西暦) 年 月 日
申請者氏名			
住所 (登録結果通知書送付先)	〒		
日中連絡を取ることができる連絡先	電話 ( )	FAX ( )	
自動車登録番号 又は車両番号	【記載例：品川〇〇〇あ〇〇-〇〇】		
ETC カード	名義 (カナ又はローマ字)		
	番号 (左詰：14～19桁)		
ETC 車載器	管理番号 (5桁-8桁-6桁)	-                     -	

以下は、A) 又はB) のいずれか該当するものを記入

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合			
手帳番号	【①身体障害者手帳／②療育手帳／③精神障がい者保健福祉手帳】 ←該当するものに○		発行者
B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合			
施設の名称 (経営者の名称)			

## 【記入上の注意】

- 「東京都からお知らせ」の内容を十分ご確認の上、記載例を参考にご記入ください。
- 名義・番号はETCカードのとおり記入してください。
- 番号は、ハイフンやスペースは含めず、左詰めで記入してください。
- 管理番号は「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」のとおり記入してください。

## 【個人情報の取扱いについて】

- 東京都は、収集した個人情報のうち首都高速道路株式会社において料金上乘せ対象外とするために必要な情報のみ、首都高速道路株式会社へ提供を行うこととします。

## 【通行上の注意】

- 料金上乘せが除外される通行は「登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを無線通行した場合」に限ります。  
本登録と異なるETCカード又はETC車載器でご利用された場合は、料金上乘せ除外は適用されませんのでご注意ください。
- ETC無線通行時に通信エラーなどにより、料金所で開閉バーが開かなかった場合は、料金所係員が対応しますので、料金所係員にETCカードを手渡し「ETC無線通行」である旨をお伝えいただき、返却後のETCカードを確実に車載器に挿入し出口を無線通行してください。
- 登録された障がい者若しくは施設の方が他人に本除外措置を受けさせた場合又は虚偽の申請があった場合は本除外登録を抹消します。また、障がい者ご本人又は施設以外の方が本除外措置を受けた場合は、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金の他に不法に免れた額の2倍の額を割増金としてお支払いいただきます。

※以下の場合は、【**手続不要**】で料金上乘せの除外となります。

- 『有料道路における障害者割引制度』の適用を受ける方
- 「8ナンバー（特種用途車両）」、「4又は6ナンバー（小型貨物自動車）」の車両
- 「事業用ナンバー ※一般に「緑地に白文字」又は「黒地に黄色文字」の車両
- 首都高の5車種区分における「中型車」、「大型車」、「特大車」